

令和 2 年 1 月 31 日
報 道 提 供 資 料

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

近畿厚生局和歌山事務所と和歌山県が柔道整復師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止相当を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師
氏 名 浦田 好進（うらた よしゆき） 57 歳
施 術 所 名 浦田接骨院
所 在 地 和歌山県和歌山市口須佐 158-1
開 設 者 浦田 好進
※ 当該柔道整復師は、令和元年 11 月 22 日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。
- 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日
令和 2 年 1 月 31 日
（当該柔道整復師は、原則として以後 5 年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）
- 3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定
柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終改正：平成 30 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）
- 4 監査を行うに至った経緯
接骨院への通院日数を付け増して保険金を詐取したとして、保険金詐欺容疑で当該柔道整復師が逮捕されたとの報道があり、その後、和歌山地方裁判所において、保険金に加え、療養費を不正に詐取したとして懲役 3 年、執行猶予 5 年の有罪判決が言い渡され刑が確定したことから、当該柔道整復師に対して監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な事由

(1) 不正事項

- ① 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を不正に請求していた。
- ② 故意に起こした交通事故であるにもかかわらず、不慮の事故であるかのように装って、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成 29 年 6 月から平成 30 年 5 月までの施術分

2 名分 金額 51,247 円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後 5 年間は受領委任の取扱いができません。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- ・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の措置（原則として 5 年間は受領委任の取扱いを認めない）を行うものです。